

重要事項説明書

目的・方針	<p>介護保険利用にあたっては、要介護認定を受け、また、居宅サービス計画を作った上で利用することとなっています。</p> <p>当事業所は、介護保険の仕組みに沿い、利用される方が在宅でできるだけ自立した生活を送ることができるように、介護保険サービスをはじめとした各種サービスが、総合的、効果的に利用できるようにお手伝いすることを役割としています。</p> <p>その為、介護保険サービス他、地域で包括的に支援を行えるよう医療福祉、介護、地域等と連携をとりながら事業を実施します。</p>
支援事業所	<p>諏訪市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所西山の里</p> <p>所在地 長野県諏訪市湖南4016番地1</p> <p>電話 56-1000</p> <p>指定年月 平成14年4月1日(事業所番号2070600214)</p> <p>従事職員 介護支援専門員(ケアマネジャー) 5名</p> <p>事業の区 諏訪市全域</p>
営業日	<p>月曜日 から 金曜日 まで (祝日及び12月29日～1月3日は除く)</p>
営業時間	<p>午前8時30分 から 午後5時15分 まで</p> <p>※ただし、ご相談いただければ上記以外でも対応可能です。 また、緊急時には、電話連絡の取れる体制をとっています。</p>
利用料	<p>介護保険の報酬「契約書別紙」となりますが、利用者負担はありません 一般相談は無料です</p> <ul style="list-style-type: none">・ 要介護度が決定する前の利用の場合には利用料がかかりますが、要介護度決定後に保険から還付されます。(各種手続きのお手伝いをいたします)・ 諏訪市以外の居住者の利用は、交通費実費のご負担をお願いいたします。
相談の 秘密保持	<p>相談等にあたり知り得た利用者及びその家族に関する秘密は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。 サービスの提供にあたり個人情報が必要な場合には、あらかじめ文書により同意を得ることといたします。</p>
事故発生時 の対応	<p>居宅サービス提供に当たり、万一事故が発生した場合には、市町村やご利用者・家族へ連絡するとともに必要な対応を行います。また、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。</p>
記録 の備	<p>当事業所は居宅介護支援に関する諸記録を整備しその記録を居宅介護サービス完結の日から2年間(苦情及び事故、事業所の会計に関する記録は5年間)保存します。</p>